

1 医療計画の概要

- 医療計画は、「地域の实情に応じた医療提供体制の確保」を図るために策定する計画であり、**医療法第30条の4に基づき策定する「都道府県の計画」**及び都道府県の計画を踏まえて**任意に策定する「自治体独自の計画」**の2種類があります。
- 本市においては、市民の安全・安心な暮らしを支える地域医療をより充実・強化できるよう、自治体独自の計画として「川崎市地域医療計画(平成25年度～平成29年度)」を策定しています。

(参考)医療法

- ・ **第30条の3** 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第3条第1項に規定する総合確保方針に則して、良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制(以下「医療提供体制」という。)の確保を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- ・ **第30条の4** 都道府県は、基本方針に則して、かつ地域の实情に応じて、当該都道の件における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

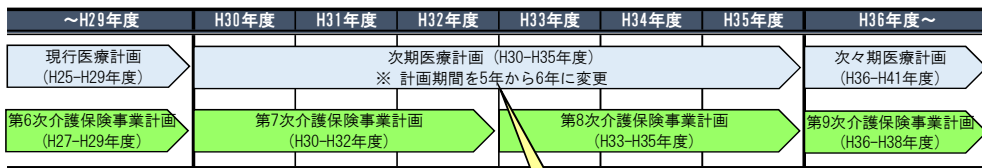
2 基本的な考え方

- 本市の次期医療計画の策定にあたっては、国が示す基本方針(「医療計画策定指針」等)を参考にするとともに、**神奈川県保健医療計画や神奈川県地域医療構想、本市の関連計画との整合性を図りながら**、本市の实情に即した質の高い効率的な医療提供体制について検討を進めます。
- また、次期医療計画から、「医療計画作成指針」等において重点的に取組を推進すべき事項として示されている**「5疾病・5事業及び在宅医療」に加え、関連する保健分野も含めた「総合的な保健医療施策」を示す計画**とし、併せて、**計画の名称を変更**します。

現行(～平成29年度):川崎市地域医療計画 → 変更後(平成30年度～):**(仮)かわさき保健医療プラン**

3 計画の期間

- 次期医療計画の期間は、**平成30年度から平成35年度までの6年**とし、在宅医療その他必要な事項については、**必要に応じて中間年(3年目)に見直し**を行います(現行の期間は平成25年度から平成29年度までの5年)。



必要に応じて中間年(3年目)に見直しを行うことで、計画期間を3年とする「介護保険事業計画」との整合性を図る。

4 計画の基本理念及び基本目標(案)

[基本理念(案)]

誰もが住み慣れた地域で安心して保健医療サービスを受けることができるまちづくり

[基本目標(案)]

- ① **地域での暮らしを支える医療提供体制の構築**
(※ 骨子案「第6章」関連)
- ② **安全・安心を支える保健医療の提供**
(※ 骨子案「第7章」関連)
- ③ **市民とともに育む保健医療の推進**
(※ 骨子案「第8章」関連)

5 計画の構成(骨子案)

[現行計画の構成]

- 第1章 総論
 - 1 計画の趣旨と基本理念
 - 2 市の概況
 - 3 市民の健康と受療動向
 - 4 医療提供施設等
- 第2章 地域での暮らしを支える医療の充実
 - 1 地域医療の機能分化
 - 2 医療人材の養成確保
 - 3 保健・医療・福祉・介護の連携と在宅医療
 - 4 リハビリテーション医療
 - 5 長期の治療を必要とする疾病(認知症・がん・糖尿病・精神疾患・難病)
- 第3章 安全・安心を支える医療の提供
 - 1 総合的な救急医療体制(救急医療・小児医療・周産期医療・災害医療)
 - 2 疾病ごとの救急医療(脳卒中・急性心筋梗塞)
 - 3 健康危機管理体制(食品衛生・生活衛生・結核感染症)
 - 4 医療安全対策
- 第4章 市民とともに育む医療の推進

[次期計画の構成(骨子案)]

- 第1章 計画の趣旨と基本理念
- 第2章 市の概況
- 第3章 **地域包括ケアシステムの推進**
- 第4章 **将来の医療需要を踏まえた方向性**
- 第5章 市の保健医療の目指す姿
- 第6章 **地域での暮らしを支える医療提供体制の構築**
 - 第1節 病床機能の確保及び連携
 - 第2節 医療と介護の連携及び在宅医療の推進
 - 第3節 医療従事者の確保・養成
- 第7章 **安全・安心を支える保健医療の提供**
 - 第1節 主要な疾病(がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病・精神疾患)
 - 第2節 主要な事業(救急医療・災害医療・周産期医療・小児医療・在宅医療)
 - 第3節 主要な保健医療施策(結核感染症・難病・アレルギー・疾患・認知症・障害児(者)保健医療・歯科保健・血液対策・医薬品対策・食品衛生・生活衛生 など)
 - 第4節 健康づくり
- 第8章 市民とともに育む保健医療の推進
- 第9章 推進体制等

①上位概念として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を記載

②「神奈川県地域医療構想」の課題及び方向性を記載

③地域医療構想の方向性を踏まえ取組を記載

④主要な疾患・事業の体系を整理して記載

⑤関連する保健分野の取組を記載

6 計画の策定体制

検討事項	検討を行う主な会議体
病床及び医療従事者関係	地域医療審議会調査部会
医療・介護の連携及び在宅医療関係	地域医療審議会調査部会 在宅療養推進協議会 介護保険事業計画に係る策定部会
がん・脳卒中・心血管疾患・糖尿病関係	地域医療審議会調査部会
精神疾患	精神保健福祉審議会 ノーマライゼーションプランに係る策定部会
救急医療・周産期医療・小児医療関係	地域医療審議会調査部会
災害医療関係	地域医療審議会災害時医療体制検討部会
主要な保健医療及び健康づくり関係	各関連計画に係る策定部会(又は策定作業)

7 調査部会における主なテーマ

- ① 病床機能の確保及び分化・連携
- ② 円滑な退院支援及び急変時の対応
- ③ 医療従事者の確保・養成(在宅医療を担う人材育成を含む)
- ④ 主要な疾病の医療提供体制の構築(精神疾患を除く)
- ⑤ 主要な事業の医療提供体制の構築(救急・周産期・小児医療)
- ⑥ 在宅医療の体制構築

8 策定スケジュール

区分	H29.3	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3
策定状況		策定方針・骨子案作成			素案たたき台作成			素案作成			最終案作成		
地域医療審議会調査部会	開催				開催		開催		開催		開催		開催
パブリックコメント											実施		